



2026年1月22日

各 位

会 社 名 伊 澤 タ オ ル 株 式 会 社

代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 伊 澤 正 司
(コード番号：365A 東証スタンダード市場)

問 合 せ 先 取 締 役 CFO 兼 管 理 本 部 長 三 好 拓 人
TEL. 06-6690-1338

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年5月27日開催予定の第5回定時株主総会での承認を前提として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。これに伴い、定款の一部変更についても、同株主総会に付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

当社は、2025年10月30日付「第三者委員会による調査結果、処分および再発防止策に関するお知らせ」にて、再発防止策の1つとして掲げた「経営体制とガバナンスの抜本的強化策」として、経営体制とコーポレートガバナンスの抜本的な改革を図るべく、取締役会等の監督機能の一層の強化並びに業務執行の意思決定の迅速化のために、監査役会設置会社から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

(2) 移行の時期

2026年5月27日開催予定の第5回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の目的

監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行います。

(2) 変更の内容は、【別紙】の通りです。2026年5月27日開催予定の第5回定時株主総会終結の時をもって効力が生じるものとします。

以上

【別紙】

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 4 条 <条文省略></p> <p>第 5 条（機関の設置）<条文省略></p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 12 条 <条文省略></p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 18 条 <条文省略></p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 19 条（員数）</p> <p>当社の取締役は、<u>3 名以上</u>とする。</p> <p>第 20 条（選任）</p> <p>1. 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. <条文省略></p> <p>第 21 条（任期）</p> <p>取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了す</u></p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 4 条 <条文現行通り></p> <p>第 5 条（機関の設置）<条文現行通り></p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 12 条 <条文現行通り></p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 18 条 <条文現行通り></p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 19 条（員数）</p> <p>1. 当社の取締役は、<u>5 名以上</u>とする。</p> <p>2. <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は 3 名以上とする。</u></p> <p>第 20 条（選任方法）</p> <p>1. 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。<u>また取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2. <条文現行通り></p> <p>第 21 条（任期）</p> <p>1. <u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後</p>

<p><u>る事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>第 22 条（代表取締役及び役付取締役）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>代表取締役は、取締役会の決議で定める。</u> 2. <u>取締役会の決議により、代表取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役の中から専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u> <p>第 23 条、第 24 条 <条文省略></p> <p>第 25 条（取締役会の招集通知）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。（以下条文省略）</u> 2. <u>取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u> <p>第 26 条、第 27 条 <条文省略></p> <p>第 28 条（取締役会議事録）</p>	<p>1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>増員又は補欠として選任された監査等委員でない取締役の任期は、在任する監査等委員でない取締役の任期の満了するときまでとする。</u> 3. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u> <p>第 22 条（代表取締役及び役付取締役）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を 1 名以上選定する。</u> 2. <u>取締役会の決議により、代表取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役の中から役付取締役を選定することができる。</u> <p>第 23 条、第 24 条 <条文現行通り></p> <p>第 25 条（取締役会の招集通知）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。（以下条文省略）</u> 2. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u> <p>第 26 条、第 27 条 <条文現行通り></p> <p>第 28 条（取締役会議事録）</p>
--	---

<p>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した<u>取締役及び監査役</u>がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</p> <p>第 29 条 <条文省略></p> <p><新設></p> <p>第 30 条 (報酬等) <u>取締役の報酬、賞与及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>第 31 条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>第 32 条～第 41 条 <現文省略></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した<u>取締役</u>がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</p> <p>第 29 条 <条文現行通り></p> <p>第 30 条 (重要な業務執行の決定の委任) 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 31 条 (報酬等) <u>取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員でない取締役と、監査等委員である取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第 32 条 <条文現行通り></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>第 33 条～第 42 条 <削除></p> <p>第 33 条 (監査等委員会の招集通知)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときには、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> <p>第 34 条 (監査等委員会規則) <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等</u></p>
---	---

<p><新設></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第42条、第43条 <条文省略></p> <p>第44条（報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会の同意</u>を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第45条、第46条、第47条、第48条 <条文省略></p>	<p><u>委員会規則による。</u></p> <p>第35条（常勤の監査等委員） <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する事ができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第36条、第37条 <条文現行通り></p> <p>第38条（報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会の同意</u>を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第39条、第40条、第41条、第42条 <条文現行通り></p>
--	---